

山口県地域農業戦略推進協議会規約

制定	平成16年	4月13日
改正	平成17年	4月13日
改正	平成18年	4月14日
改正	平成18年12月	1日
改正	平成19年	4月12日
改正	平成20年	4月10日
改正	平成21年	4月15日
改正	平成22年	4月23日
改正	平成22年12月	10日
改正	平成23年	4月18日
改正	平成23年	7月14日
改正	平成23年12月	20日
改正	平成24年	4月23日
改正	平成25年	4月24日
改正	平成26年	4月25日
改正	平成27年	1月30日
改正	平成27年	4月23日
改正	平成27年	9月1日
改正	平成29年	4月24日
改正	平成29年10月	25日
改正	平成29年12月	20日
改正	平成30年	4月26日
改正	平成30年12月	19日
改正	平成31年	4月1日
改正	令和元年	12月19日
改正	令和3年	4月23日

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、山口県地域農業戦略推進協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を山口県山口市小郡下郷2139番地山口県農業協同組合営農販売事業本部内に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、集落営農法人など担い手を中心とした農業構造を早急に確立し、農地の有効活用による生産の拡大と農業所得の増大を図る地域農業戦略を実践することにより、本県農業の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域農業戦略の推進に関すること。
- (2) 担い手を核とした産地づくりに関すること。
- (3) 担い手の確保・育成に関すること。
- (4) 米の生産の目安に関すること。

- (5) 経営所得安定対策に関する事。
 - (6) 集落営農の生産拡大に関する事。
 - (7) 若者等の就農支援に関する事。
 - (8) 収入減少影響緩和対策交付金に係る積立金の管理に関する事。
 - (9) 耕作放棄地の再生利用に関する事。
 - (10) 県産農産物の安心・安全確保に関する事。
 - (11) その他、県協議会の目的を達成するために必要な事。
- 2 県協議会は、前項に掲げる事業の一部を会員等に委託して実施することができる。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は、次の各号に掲げる会員をもって組織する。

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 山口県農業協同組合 | 代表理事組合長 |
| (2) 山口県農業協同組合 | 営農販売担当常務理事 |
| (3) 山口県農業協同組合中央会 | 専務理事 |
| (4) 全国農業協同組合連合会 | 山口事務所長 |
| (5) 一般社団法人山口県農業会議 | 会 長 |
| (6) 公益財団法人やまぐち農林振興公社 | 理 事 長 |
| (7) 山口県 | 農林水産部長 |

(オブザーバー)

第6条 県協議会は、オブザーバーを必要に応じて招致し、意見を求めることができる。

(届出)

第7条 県協議会の会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数等)

第8条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監 事 1名

- 2 会長は、山口県農業協同組合代表理事組合長をもって充てる。
- 3 副会長は、山口県農業協同組合営農販売担当常務理事、山口県農林水産部長をもって充てる。
- 4 監事は、一般社団法人山口県農業会議会長をもって充てる。

(役員の仕事)

第9条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその仕事を代理し、会長が欠けたときはその仕事を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
 - (2) 前号において不適正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
 - (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員辞任の場合)

第10条 役員は、辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第9条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の権能)

第16条 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

- (4) 地域農業戦略の実践支援に関する事。
- (5) 山口県水田収益力強化ビジョンの進行管理に関する事。
- (6) 地域水田収益力強化ビジョンの実現支援に関する事。
- (7) 米の生産の目安に関する事。
- (8) 経営所得安定対策に関する事。
- (9) その他県協議会の目的達成に必要な事項。

2 前項第7号に係る議決にあたっては、米需給調整検討委員会に意見を聴くことができる。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第24条第2項の事務局長及び次の各号に掲げるものをもって組織する。

(1) 山口県農業協同組合	営農販売事業本部長
(2) 山口県農業協同組合	営農指導部長
(3) 全国農業協同組合連合会	山口米穀事業所長
(4) 一般社団法人山口県農業会議	専務理事兼事務局長
(5) 公益財団法人やまぐち農林振興公社	担い手・新事業支援部長
(6) 山口県農林水産部	農業振興課長
(7) 山口県農林水産部	畜産振興課長

3 幹事会は、オブザーバーを必要に応じて招致し、意見を求めることができる。

- 4 幹事長は、山口県農業協同組合営農販売事業本部長をもって充てる。
- 5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関する事。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 米需給調整検討委員会

(米需給調整検討委員会の構成等)

第22条 消費・流通の動向や本県の生産実態を踏まえた米の計画生産を推進するため、県協議会内に米需給調整検討委員会（以下、委員会という）を置くことができる。

第23条 委員会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 需要に即した米の計画生産に関する事項。
- (2) その他必要な事項。

第7章 事務局等

(事務局)

第24条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長及び事務局次長を置く。
- 3 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 4 事務局長は、山口県農業協同組合中央会農政対策部長をもって充てる。

(部会)

第25条 県協議会の業務を円滑に行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会長は事務局長等をもって充てる。
- 3 部会は必要に応じ部会長が招集する。

(業務の執行)

第26条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
 - (2) 会計処理規程
 - (3) 文書取扱規程
 - (4) 公印取扱規程
 - (5) 内部監査実施規程
 - (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程
- 2 第4条第2項に基づく場合は、委託先の業務規程等に基づくものとする。

(書類及び帳簿の備付け)

第27条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面

- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) 各事業に係る基金を管理するための帳簿
- (5) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第8章 会計

(事業年度)

第28条 県協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第29条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国交付金
- (2) 国補助金
- (3) 国助成金
- (4) 県補助金
- (5) その他の収入

(資金の取扱い)

第30条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第31条 県協議会の事務に要する経費は、第29条各号に掲げる資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第32条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第33条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財産増減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第9章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第34条 この規約及び第26条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく中国四国農政局山口支局長に届出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第35条 第4条第1項の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債

務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施要綱及びその他の規程の定めるところにより中国四国農政局長等に、県支出金相当額にあつてはその交付要綱に基づき山口県知事に返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第10章 雑則

(細則)

第36条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、幹事会の承認を得た後、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年 4月13日から施行する。
- 2 県協議会の設立総会における議決事項は、本規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附 則 (平成17年 4月13日一部改正)

この規約の変更は、平成17年 4月13日から施行する。

附 則 (平成18年 4月14日一部改正)

この規約の変更は、平成18年 4月14日から施行する。

附 則 (平成18年12月 1日一部改正)

この規約の変更は、平成18年12月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 4月12日一部改正)

この規約の変更は、平成19年 4月12日から施行する。

附 則 (平成20年 4月10日一部改正)

この規約の変更は、平成20年 4月10日から施行する。

附 則 (平成21年 4月15日一部改正)

この規約の変更は、平成21年 4月15日から施行する。

附 則

平成21年産の取組みに係る水田農業構造改革対策、耕畜連携水田活用対策及び水田等有効活用促進対策については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年 4月23日一部改正)

この規約の変更は、平成22年 4月23日から施行する。

附 則 (平成22年12月10日一部改正)

この規約の変更は、平成22年12月10日から施行する。

附 則 (平成23年 4月18日一部改正)

この規約の変更は、平成23年 4月18日から施行する。

附 則 (平成23年 7月14日一部改正)

- 1 この規約の変更は、平成23年 7月14日から施行する。
- 2 県協議会は、本協議会に統合することを目的として解散した山口県担い手育成総合支援協議会の権利及び義務を承継する。
- 3 山口県担い手育成総合支援協議会がその機能を県協議会に統合することを目的として解散する場合には、県協議会は、山口県担い手育成総合支援協議会が国から交付された耕作放棄地再生利用交付金により積み立てている資金の全額を譲受したうえで、交付金交付の目的に従って管理し運用するものとする。

附 則 (平成23年12月20日一部改正)

この規約の変更は、平成23年12月20日から施行する。ただし、規約第2条の規定は平成23年12月28日から施行する。

附 則 (平成24年 4月23日一部改正)

- この規約の変更は、平成24年 4月23日から施行する。
- 附 則（平成25年 4月24日一部改正）
この規約の変更は、平成25年 4月24日から施行する。
- 附 則（平成26年 4月25日一部改正）
この規約の変更は、平成26年 4月25日から施行する。
- 附 則（平成27年 1月30日一部改正）
この規約の変更は、平成27年 1月30日から施行する。
- 附 則（平成27年 4月23日一部改正）
この規約の変更は、平成27年 4月23日から施行する。
- 附 則（平成27年 9月 1日一部改正）
この規約の変更は、平成27年 9月 1日から施行する。
- 附 則（平成29年 4月24日一部改正）
この規約の変更は、平成29年 4月24日から施行する。
- 附 則（平成29年10月25日一部改正）
この規約の変更は、平成29年10月25日から施行する。
- 附 則（平成29年12月20日一部改正）
この規約の変更は、平成29年12月20日から施行する。
- 附 則（平成30年 4月26日一部改正）
この規約の変更は、平成30年 4月26日から施行する。
- 附 則（平成30年12月19日一部改正）
この規約の変更は、平成30年12月19日から施行する。
- 附 則（平成31年4月1日一部改正）
この規約の変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則（令和元年12月19日一部改正）
この規約の変更は、令和元年12月19日から施行する。
- 附 則（令和3年4月23日一部改正）
この規約の変更は、令和3年 4月23日から施行する。